

# 上小阿仁村が、特例居宅介護サービスの支給できる理由について

介護保険法の42条に指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が困難な厚生労働大臣の定めた地域では、市町村が認めた場合には、特例居宅介護サービス費の支給をしてもよいと明記されている。

これを受けて、内閣府を通して厚生労働省に意見書を提出させていただきました。何回かのメールのやり取りの中で回答をいただきました。重要な部分について次のとおり記載します。

平成19年12月12日にメールした第2回目の意見書の資料1ページの下段に明記した「サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域」について、内閣府からのメール（平成19年12月21日）で、「上小阿仁村においては可能である」との回答をいただいている。

国においては、介護保険法をつくる段階で家族の負担軽減を第1に判断したことから、法律改正によって全国展開をすることは考えていない。

構造改革特区により、地域限定の特定居宅介護サービスを実施することについては、市町村の判断基準により特例居宅介護サービス費の給付をすることとなり考えていない。

法第42条第1項第3号の前段のサービスの確保が著しく困難な地域と認めることについては、市町村にその判断がまかされている。

特例居宅介護サービスについて、市町村が認めれば家族を事業所とみなして実施することができる。

市町村の判断基準については、それぞれの市町村において条件がことなることから、国においてはその判断を市町村にまかせている。

村の判断としては、特別養護老人ホームに入所したくても入所できずにいる要介護者がいること。

訪問介護についても村外の事業所のサービスを受けている人がいること。

これについては、村外のサービスを受け入れている内はサービスが充足しているが、他の地域でサービスが増加した場合、村の介護サービスが困難となる。

社会福祉協議会での訪問介護、デイサービスにおいて、これ以上の設備投資に難色をしめしていることから、対応が十分とは考えられない。

養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入居したくても村内はもちろん、村外の施設に入所申請をしても待機をして在宅家族介護を余儀なくされている。

これらの状況から、上小阿仁村において介護サービスが充足されているとは言い難いと判断されます。

12万円の限度額については、国において決定していただけないとのことですので、当村に適合した条件の中で法定限度額以内において決定をすることとする

なお、詳細の条件等については、その地域によって異なることから当村に合致する内部規則によって対応することで、市町村が認めた場合に実施できる特例居宅介護サービスを村民のために施行する。

介護保険法 （平成9年12月17日・法律第123号）

（特例居宅介護サービス費の支給）

第42条第1項

市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。

第42条第1項第3号

指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準

1. 離島振興法により指定された離島振興対策実施地域
2. 奄美群島振興開発特別措置法で規定する奄美群島
3. 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
4. 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島
5. 沖縄振興特別措置法に規定する離島
6. 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、  
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地、  
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス及び法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス並びに法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援及び法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの

## 第2回目の意見書の資料内容

(平成19年12月12日)

介護保険法第42条第1項第3号で明記されている「サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域」に該当する地域が限定されてしまうので、全国展開が難しくなります。

上小阿仁村は、山村振興法の指定を受けておりますので、その他の地域に該当してくると思いますが、「サービスの確保が著しく困難である地域」の基準について、市町村にまかされていることから、会計実施検査等での対応に苦慮することとなり、なかなか実施に踏み切ることが難しい状況となります。

当村には、介護サービスを提供する事業所として、特別養護老人ホーム、社会福祉協議会、グループホームがあります。

近隣の市町村からも割合と容易にそのサービスを受けることが可能となっております。

法律そのものでは、在宅家族介護サービスを禁じておらないわけですが、村の現状が実施に進まない状況にあります。

## 第2回目の意見書に対する内閣府の回答内容

(平成19年12月21日)

介護保険法第42条第1項第3号は、サービス確保が困難な地域におけるサービス確保の為に設けられた特例であり、御提案主体である上小阿仁村においては可能であるが、全国的に認めることは以下の問題点等から困難である。

## 第3回目の意見書の内容

(平成20年1月7日)

介護保険法第42条の離島その他の地域であれば、特例で介護サービスを償還払いで可能となりました。

福祉用具の購入や住宅改修工事費は限度額を告示によって明記しています。

特例の介護サービスの場合も12万円の限度額を決定していただきたい。

## 第3回目の意見書に対する内閣府の回答内容

(平成20年3月7日)

特例居宅介護サービス費は、要介護度別の支給限度額の枠中で、利用者の必要の程度等に応じて支給されるものであり、12万円の限度額を示すことは困難である。